

研究報告

韓国外交文書から見る沖縄返還前後の東アジア国際関係

小林 聡明

はじめに

沖縄返還に関する研究は、主としてアメリカや日本に所蔵される史料を用いて行われてきた。だが、ここ20年のあいだに史料をめぐる状況は大きく変化した。最たるものが、東アジアで急速に進んだ史料公開であった。それは否応なく沖縄返還をめぐる研究にも影響を与え、日米だけでなく韓国・台湾の史料も活用した沖縄返還研究が行われるようになっていく。マルチアーカイバルなアプローチにもとづく研究の広がり、沖縄返還そのものを日米の文脈に限定して位置づけるのではなく、東アジアの時空間のなかで問いなおそうとする新たな試みを活性化させている¹。こうした試みとして、具体的には、韓国や北朝鮮、台湾が、どのように沖縄返還（交渉）を認識し、いかなる対応を行ってきたのかというものがある。筆者は、これまで沖縄返還交渉に対する韓国や北朝鮮の外交行動や、そこから浮かびあがる安保認識などに関する分析を試みてきた²。それは、沖縄返還が、たんに日米だけでなく、東アジアの地域的な問題であり、東アジアの政治や軍事、経済など社会のあらゆる側面にも影響を与えていたことを浮き彫りにするものとなった³。以上のような研究動向、系譜を発展的な方向で踏まえ、本稿は、韓国という角度から沖縄返還と、その前後の時

-
- 1 沖縄返還に関する研究として、我部政明『沖縄返還とは何だったのか－日米戦後交渉史のなかで』NHK出版、2000年を参照。沖縄返還を前後する時代の韓国外交については、木宮正史「韓国外交のダイナミズム－特に1970年代初頭の変化を中心に」『戦後日韓関係の展開』小此木政夫・張達重編、慶応義塾大学出版会、2005年および李東俊『未完の平和－米中和解と朝鮮問題の変容』法政大学出版局、2010年などがあるが、日米だけでなく、韓台の史料を用いた新しい研究として、成田千尋『沖縄返還と東アジア冷戦体制－琉球／沖縄の帰属・基地問題の変容』人文書院、2020年を挙げておきたい。
 - 2 小林聡明「沖縄返還をめぐる韓国外交の展開と北朝鮮の反応」『日米同盟論－歴史・機能・周辺諸国の視点』竹内俊隆編、ミネルヴェ書房、2011年
 - 3 例えば韓国が沖縄返還によって抱いた安全保障上の関心は、たんに軍事力という物理的な側面に限定されていただけではない。沖縄返還は、戦前から沖縄に居住する朝鮮半島出身者の法的地位に関する複雑な問題を析出させる契機となった。韓国外交部は、沖縄返還直後から、同問題の解決に向けた取り組みを開始した。だが、それは「自国民保護」という目的をもちつつも、朝鮮半島内部の論理と冷戦というグローバルな論理の二重性を帯びた北朝鮮との政治的な戦いの一環として行われたものであった。小林聡明「発見／忘却される在沖コリアン：アメリカ施政権下沖縄における朝鮮半島出身者の法的地位めぐって」『ワセダアジアレビュー』15、早稲田大学アジア研究機構、2013年6月

代における東アジア国際関係について考えることを目的とする⁴。

韓国にとって沖縄返還は、政治的にも軍事的にもきわめて重大な関心事となっていた。沖縄が日本本土に復帰すれば、アメリカは在沖基地を自由に使用することが困難になる。それは在沖基地の機能を低下させ、自国の安保に重大な影響を与えることを懸念していたからであった。後述するように、その具体的な懸念には、朝鮮半島有事の際、アメリカは、核兵器が撤去された沖縄に再び核兵器を持ち込めるか。それを日本政府が、事前協議を通じて認めるかどうかというクリティカルな問題が含まれていた。こうした懸念は、東アジア国際関係に対する韓国の情勢認識と判断のなかで形づくられ、韓国は、自らの懸念を払拭すべく日本やアメリカに対して活発な外交を展開した。

本稿は、韓国外交史料館（ソウル）に所蔵される外交文書を用いて、沖縄返還に対する韓国の懸念の内実と、そうした懸念を解消するために行われた外交活動を分析しようとする。それは、次の二つの課題の解明を通じて行われる。第一に、韓国が抱いた沖縄返還に対する安保上の懸念に対して、日本はどのように対応し、韓国は、いかに反応したのかについて、アメリカの反応も踏まえながら跡づけることである。第二に、懸念を完全に払拭できない韓国、とりわけ外務部は、いかなる情勢認識のもとで、どのような安保をめぐる外交方針を打ち出していたのかを明らかにすることである。これらの課題に取り組むことで、本稿は、沖縄返還を挟む1960年代から70年代における東アジア国際関係が、韓国の側から、どのように見えていたのかを描き出すことで、当該期の東アジア国際関係を重層的かつ複眼的に考えるための一つの手がかりを提供しようとする。そこに、本稿のもっとも大きな目的がある。

なお、本稿での議論を進めるために、その必要性から沖縄返還をめぐる政治外交過程に関する歴史叙述（1および2）は、拙稿（2011年）に多くを負っている。だが、本稿では、新たに公開された史料を補完するとともに、論点の再整理と抽出を試みているため、拙稿での議論とは、異なっている点や、いくつもある点を、予めお断りしておきたい。

1. 安保体制への懸念

(1) 対北脅威と対米不信

朝鮮戦争の勃発は、北朝鮮に対する韓国の脅威認識を最大化させ、安保体制構築が、

⁴ 成田の研究は、東アジア、特に韓国や台湾との関係にも目配りしながら沖縄返還をめぐる政治過程を分析したものとして注目すべきであるが、韓国の内在的な論理にまでは十分に光りがあてられていないという限界を有している。なお、韓国に焦点をあてた沖縄返還をめぐる政治過程は拙論（2011年）において大枠を示している。同過程に関する詳細は、成田の研究を参照。

韓国にとって最大かつ急務の課題となった。1950年代の韓国の安保体制は、在韓国連軍（1950年）の抑止力と韓米相互防衛条約（1954年）による共同防衛体制に依存していた。1965年には日韓国交正常化が実現したことで、日本は韓国の安保体制と繋がりを持つようになった。1960年代半ば以降、韓国の安保体制は、韓米相互防衛条約と日米安保条約を基礎としたアメリカを中心とする日韓米「安保トライアングル」(Security Triangle) のなかで形づくられた。

1960年代後半、韓国は自国の安保体制に強い不安を感じるようになる。第一の要因は、北朝鮮の対南挑発行動の激化であった。北朝鮮特殊部隊による青瓦台襲撃事件（1968年1月）やプエブロ号事件（1968年1月）、蔚珍・三陟共匪侵入事件（1968年10月）や注文津武装共匪侵入事件（1969年3月）、米偵察機 EC-121 撃墜事件（1969年4月）などが相次いで発生した。韓国外務部は、こうした事態の背景に、①韓米共同防衛能力の低下、②韓国内での不安の情勢と経済成長の鈍化、③韓国政府に対する国民不信の助長を引き起こそうとする北朝鮮の狙いがあり、北朝鮮が韓国内に赤化統一の基盤を醸成することで、韓国との全面戦争を引き起こす口実を作ろうとしていると分析した⁵。

韓国政府は、北朝鮮に対抗するため、対北抑止力としての経済発展と国防力強化を目指した⁶。だが、巨大な財政負担に苦しめられるなど、その試みは十分に成し遂げられず、安保上の危機意識は払拭されなかった⁷。こうした状況は、外務部のなかに財政や安保上の困難を克服するためには「アメリカ政府との前進的姿勢による積極的な支援が不可欠」⁸との認識を生み出した。アメリカに対する韓国の期待が高まる一方、アメリカはその期待とは異なる行動を取り始めた。

第二の要因は、こうしたアメリカの行動が、韓国の対米不信を高めていたことである。1969年7月に発表されたニクソン・ドクトリンは、韓国の対米不信に拍車をかけた。外務部は、ニクソン・ドクトリンによるアメリカの対外政策の変化が、韓米相互防衛条約の有効かつ適切な運用に影響を与えると分析した。それは、アメリカとの関係強化を試みつつも、アメリカの対韓コミットメント縮小に備え、外務部に集団安保体制を構想させる動機付けを与えた。

5 『韓米間重要問題と政府立場』（桑港韓米頂上会谈資料）、1969年8月7日、外務部欧米局、外交文書 C-0033-03 『朴正熙大統領米国訪問、1968.8 20-25. 全3巻（V.2 資料綴）』F（フォルダー）9、韓国外交史料館、ソウル

6 前掲『韓米間重要問題と政府立場』F10

7 倉田秀也「朴正熙「自主国防論」と日米「韓国条項」-「総力安保体制」の国際政治経済」『市場・国家・国際体制』小此木政夫、文正仁編、慶應義塾大学出版会、2001年、148頁

8 前掲『韓米間重要問題と政府立場』F11

(2) 集団安保体制構想と対日不満

1960年代末、韓国では対南挑発行動の活発化によって北朝鮮への脅威認識が強まっていた。同時に、ニクソン・ドクトリンによってアメリカの対韓コミットメントが低下する可能性が指摘され、アメリカへの不信感が高まっていた。外務部では、次のような理由から1970年代のアジアにおいて、バランスオブパワーに変化が生じるであろうとの分析が立てられていた⁹。第一の理由が、マレーシア、シンガポール、インド洋からの英国軍の撤退にともなうアジア地域での英国の軍事的プレゼンス低下であり、第二に、中国の軍事力拡大と脅威の増大、③アジア地域におけるソ連のプレゼンス拡大であった¹⁰。

韓国は、対アジア、そして対韓コミットメントの低下を防ぐべく、アメリカに事態の推移を冷静に観察し、慎重を期すよう要請した¹¹。だが、実際には、アメリカのコミットメント低下は避けられず、アメリカや国連を基軸とする自国の安保体制に転換が迫られるであろうとみていた。そのため「アジア地域の安保問題において、これまでとは異なる方式で、だが、これまでとも劣らない実質的な参与」を求める新たな集団安保体制の検討を開始したのである¹²。背景には、対北脅威認識の高まりや対米不信の広がりだけでなく、既存の安保体制にむけられた韓国の不満があった。SEATO（東南アジア条約機構）が形骸化しているほか、既存の安保体制が、アメリカを中心とした片務的なものであるため、韓国や日本など各国間に横断的な協力と有機的な組織が不足していると捉えていたからであった。

韓国は、アメリカから側面支援を受けつつ、ヴェトナム参戦7カ国を中心とした新たな集団安保体制の構築を目指した。だが、韓国の目には、日本が、それを妨害しているように映っていた。日本は、安保体制のなかで応分の負担を負うべきであるにもかかわらず、アジア防衛に積極的に参与する意思をもっていないと見ていたからであった。

1960年代末の韓国が有していた自国の安保体制への懸念は、対北脅威や対米不信、集団安保体制への協力姿勢をめぐる対日不満という形で姿を現していた。日米間での沖縄返還問題の浮上は、対日不満を大いに刺激し、自国の安保への懸念を強め、表面化させる具体的な契機となった。

(3) 事前協議制の沖縄への適用反対

1965年6月、日韓基本条約が署名され、同年12月から発効した。それは、日本と韓国

9 『1970年代のアジア情勢展望』1969年8月18日、外務部欧米局、外交文書 G-0012-08『米国の対外軍事援助資料、1969』F41-42

10 前掲『韓米間重要問題と政府立場』F21-23

11 前掲『韓米間重要問題と政府立場』F24-25

12 前掲『韓米間重要問題と政府立場』F26-27

の関係が正常化されただけでなく、日本が韓国の安保体制に繋がりを持つようになったことを意味していた。

1965年8月、佐藤栄作首相は、戦後初めて沖縄を訪問した。「核抜き、本土並み」を基本方針とする沖縄返還の実現に向けた歩みが開始されたのである。だが、それは、韓国に強い懸念を引き起こした。「核抜き、本土並み」を掲げる日本の対米交渉姿勢が、東アジアの集団安保体制に積極的な関与を行わない意思の表明であると捉えていたからであった。韓国は、沖縄返還が、自国の安保に直結する問題として、日米交渉の帰趨に重大な関心をむけていた。

そもそも韓国は、李承晩政権以降、沖縄の軍事的位置の重要性から琉球独立論を掲げ、沖縄返還に反対する立場をとっていた。だが、1960年代に入ると、韓国は、極東の安全に必要な保障措置がとられるという条件のもとで、沖縄が日本に復帰することに反対しない立場へと転換した。自国の安保体制に不安を抱き、沖縄返還に懸念を抱いていた韓国にとって、保障措置の獲得が、対米、対日外交において、きわめて高い優先順位に位置するものとなった。

沖縄返還をめぐる韓国の懸念は、たびたび日本に伝えられた。1969年2月、日韓協力委員会の席上、韓国側から沖縄の米軍基地が日本防衛だけでなく、極東の国際平和と安全に大きな役割を担っており、韓国の防衛と安全のためにも不可欠であるとの見解が表明された¹³。返還後の沖縄に日米安保条約が適用され、日本側が事前協議を通じて、米軍の核兵器搬入や配置を拒否した場合、アメリカの抑止力が低下し、韓国の安保に重大な影響が生じるとの懸念が、メディアや政府高官、国会議員から相次いで示されていた¹⁴。1969年3月、韓国政府は米軍による沖縄基地の完全自由使用、特に核兵器の搬入と有事の際の米軍による対韓出動に制約を加える日米間の事前協議制の沖縄への適用に反対する方針を固めた¹⁵。このことは、1960年1月の日米安保条約改定時に結ばれたとされる朝鮮半島有事の際の戦闘行動に関する「朝鮮議事録」について、次の二つの可能性を想起させる。一つは、韓国側は、「朝鮮議事録」の存在を知らなかった可能性である。もう一つは、知っていたが、対日交渉力を強化するために、あえて知らないふりをした可能性である。韓国側が、どの程度、「朝鮮議事録」の存在を把握していたのかは、韓国外交文書のさらなる調査・分析が必要であろう。

13 『韓・日協力委員会総会、第1次。東京、1969.2.12-15』外交文書 C1-0022-06、F129

14 “Telegram from American Embassy Tokyo to Secretary of State”, 02/26/69, POL19 RYU IS 2/1/69, RG59, Central Foreign Policy Files, 1967-1969, Box2458, National Archives and Records Administration (NARA)

15 『琉球（沖縄）問題－問題点と政府立場』1969年3月17日、外務部亞洲局、外交文書 C-0029-20『米・日間沖縄返還問題、1969.V.1 1969.1-6月』F83 同史料の訳・解説は拙稿「『韓国外交文書に見る沖縄返還『琉球（沖縄）問題』—問題点と政府立場』」『Intelligence』Vol.11、早稲田大学20世紀メディア研究所、2011年3月を参照。

2. 懸念解消のための日本外交

(1) 韓国の対日外交

日本は、沖縄返還問題をめぐる韓国の積極的な外交に不快感を抱き、とりわけ対日行動が内政干渉にあたると捉え、韓国への苛立ちを募らせていた。韓国側も対日不満を強めており、両者の間で外交的な激しい応酬が繰り返されていた。

1969年4月、崔圭夏は、金山政英駐韓大使を招致し、「対日覚書」を手交した。そこには沖縄返還がアジア友邦国全体にかかわる安保と平和の問題であり、韓国の安保に直結する在沖米軍基地の機能は維持すべきとの韓国側の立場が記されていた。手交した際、崔長官は、金山大使に対して、自らの安保上の危機認識と沖縄の重要性について、こう発言した。

「最近の中共の高し勢及び金日成が武力による両鮮統一を高言しおることにもかんがみ、韓国政府としては極東自由じん営の防衛体制に最も強い関心を持たざるを得ない状態にある。日本政府としてもオキナワがこの地域の防衛に果たしつつある重要な地位を十分考慮に入れていただきたい」

これに対して、金山大使は、「日本の領土であるオキナワの返かん問題は日米間の最も重要な懸案事項であり、本問題の解決は日米両国間で話合われるべく、これに第三国のか入する如きことは日本政府として容認できない問題」と述べ、不快感をあらわにした¹⁶。こうした不快感は、愛知外相からも発せられたが、同時に韓国側の懸念を払拭しようとする発言も見られた。

「韓国側もご存じのとおり、日米安保条約には「極東条項」があるため、日本も極東の安全を考慮しなければならない立場にあり、韓国が強く心配しないように配慮している」

だが、韓国側は、日本がアメリカとの交渉において在沖米軍基地の価値を低下させる方向に持っていかうとしていると見ていた¹⁷。愛知揆一外相の発言は、韓国側の懸念を払拭さ

16 「オキナワ問題」1969年4月9日、前掲『沖縄関係 沖縄に関する第三国の動向（韓国）』および Telegram from American Embassy Tokyo to Secretary of State, 04/12/69, POL19 RYU IS 03/01/69, RG59, Central Foreign Policy Files, 1967-1969, Box2459, NARA

17 「琉球（沖縄）問題に関する面談要録」前掲『米・日間沖縄返還問題、1969.V.1 1969.1-6月』F171

せることはできず、むしろ朴正熙大統領から強く日本側を牽制する発言さえ出ようになっていた¹⁸。こうしたなか、日本側の姿勢に変化の兆しが見られた。

1969年6月20日、佐藤首相は、外信記者クラブでの演説で、沖縄の基地が韓国や台湾の安全保障に重大な役割をもっていることを認め、これを念頭に沖縄返還交渉にあたることを明らかにした。だが、それに先立つ約3ヵ月前、衆議院予算委員会において、佐藤首相は韓国や台湾の安全までを踏まえて沖縄問題を考慮しているわけではないと答弁していた。

韓国は、外信記者クラブでの佐藤首相の演説を受けても、なおも日本への不満や不信を募らせていた。事実、同年8月の韓米首脳会談や日韓定期閣僚会議では、しばしば韓国側から日米に沖縄返還への重大な関心と、それによる在沖米軍基地の機能低下に対する懸念が示されていた。

日本側でも、韓国の懸念を払拭する努力が重ねられていた。愛知外相が、沖縄の戦略的価値が日本復帰後も毀損されることはないと言明したほか、米側には、マイヤー駐日大使を通じて、朝鮮半島有事の際に事前協議による制約によって米軍の対韓援助能力が低下する可能性を韓国に心配させないようにしたいとの意思が伝えられた¹⁹。韓国の懸念解消のための努力は、米側から韓国側にもソウルやワシントンで活発に行われており、韓国の対日・対米働きかけも継続していた。

(2) 日米共同声明と金山駐韓大使の説明

沖縄返還交渉が大詰めを迎えるなか、佐藤首相は、韓国や台湾が反対するなかで沖縄問題を推進することに憂慮の念を抱いていた。日米共同声明発表前に朴大統領に対して沖縄問題を韓国の安保に支障がでないように解決しようとする日本の立場を説明するよう金山駐韓大使に指示された²⁰。さらに沖縄返還を説明するために11月21日付で朴大統領と蒋介石総統に宛てた親書を発出することも決定された²¹。韓国や台湾に対して最大限の配慮を示すことが試みられていた。

1969年11月19日、佐藤首相とニクソン大統領による日米首脳会談が始まった。韓国側は日米共同声明発表前日の20日からワシントンやソウルで声明内容を探るべく外交活動を

18 「沖縄は日米間だけの問題でない」『朝日新聞』1969年4月26日付

19 前掲「愛知大臣、マイヤー大使会談（沖縄返還問題）」1969年8月28日

20 「大統領閣下の金山日本大使との面談要録」1969年11月24日、前掲『米・日間沖縄返還問題、1969.V.2 1969.7-12月』F208-209

21 “Telegram from American Embassy Tokyo to Secretary of State”, 11/12/69, RG319, History of USCAR, Box22, Folder4, NARA

活発化させた。21日、日米共同声明が発表され、ワシントンのナショナル・プレス・クラブでは佐藤首相による演説が行われた。佐藤首相は、韓国に対して武力攻撃が発生し、米軍が日本国内の施設を発進基地として使用しなければならない事態が生じた場合、日本政府は「事前協議に対し前向きに、かつすみやかに態度を決定する方針」であることを明らかにした。この演説は、沖縄返還における事前協議問題への韓国の憂慮を全面的に解消させたと指摘される²²。だが、韓国は依然として不安を感じ続けていることが、アメリカ側から日本に伝えられていた²³。

11月22日、外務部は朴大統領と丁一権首相に対し、共同声明では沖縄からの核兵器撤去や搬入禁止を明示的に約束していないと説明したうえで、日米両政府に改めて声明内容の説明を求める方針を伝えた²⁴。ここで注目すべきは、24日に行われた金山大使から朴大統領に対して直接行われた共同声明内容に関する説明である。朴正熙-金山会談は、1時間半（日本側文書によれば1時間20分）にわたって行われた。大統領と大使の間で行われる会談としては、異例とも言える時間の長さは、同会談が、いかに重要なものであったのかを示唆している。

韓国側の文書によれば、会談の際、金山大使は、以下のように発言したという。

金山大使：

「核兵器に関して、日本国民は広島や長崎の経験で左翼系列だけでなく、国民一般が特殊な感情を持っています。日本政府は、国会にいわゆる非核三原則を約束しています。こうした核問題は、非常に微妙な問題であります。先日、佐藤首相に少なくとも1970年前半期には核兵器と関連し、沖縄返還がなされないことを希望する韓国政府の立場を説明したことがありましたが、その時、佐藤首相は韓国の憂慮はよく承知しており、また日本としても核兵器があるのがよいが、日本の国内事情から見て、「核抜き、本土並み」の立場を堅持せざるをえないとの事情説明がありました。今般の交渉においても結果は、そうした原則が貫徹されています。しかし、共同声明でも明らかなように、「事前協議に支障がない条

22 Cha, Victor D. (1999), *Alignment Despite Antagonism—The United States-Korea-Japan Security Triangle*, Stanford University Press, 76p

23 1970年7月16日に開催された上川公使およびレスラム公使による月例昼食会の席上、レスラム公使は次のように指摘した。「返かん後のオキナワの基地使用については、有事の際の事前協議に際し、日本政府のとるべき態度については、当時のサトウ総理のワシントン・プレスクラブにおける演説で既に明らかであるが、韓国政府はなお不安を感じていて、明白な合意の形になっていない等の意見をもらしている。」(「駐韓米軍減縮問題」1970年7月16日、前掲『沖縄関係 沖縄に関する第三国の動向(韓国)』)

24 「報告事項」1969年11月22日、前掲『米・日間沖縄返還問題、1969.V.2 1969.7-12月』F183

件の下に日本の核に対する立場を考慮し、沖縄を返還」することになりました。

この事前協議は、米国の装備における重大な変更も対象にしていることで、結局、非常事態（emergency）の際には核兵器の搬入が可能なものとして解釈されます。」

これに対し、朴正熙大統領は、こう発言した。

「沖縄の問題に関しては佐藤首相の親書を受けており、貴大使の説明、特に佐藤首相の訪米前に日本政府の立場を我が政府に知らせてくれた努力もよく知っており、まだ今般の共同声明もよく知っている」

朴正熙大統領が、金山大使の説明に対して、特段、驚く様子を示さず、有事の際の核兵器の再搬入を当然のことに受け止めていたような姿を推察させる。金山発言が、韓国側の文書に記載されている通りならば、金山大使は、朴正熙大統領に対して、日本に核兵器が必要であるという佐藤首相の考え、そして日本政府が有事の際に核兵器の再搬入が可能であるとの解釈を伝えていたことになる。このことは、日本政府による国内向けの説明と乖離している。事実、佐藤首相は、1969年12月2日の衆議院本会議で、こう答弁している。

「政府といたしましては、返還後の沖縄についても、本土の場合と全く同様に、非核三原則を堅持する方針でありますので、有事核持ち込みを認めるなどということは全然考えておりません。」

韓国側文書に残る金山発言は、日本政府が、国内に対して核兵器の再搬入を否定した一方で、韓国には再搬入が可能であるとの、運用上の解釈を伝えていたことを示唆している。はたして金山大使は、韓国側の文書に記録されているような発言を行ったのだろうか。

(3) 日本側文書に見る金山発言

金山大使は、朴正熙大統領との会談後、同日中に本省に公電（第1393号特秘至急）を打ち、会談内容を報告した²⁵。公電は、次のような朴正熙大統領の反応に関する記述から

²⁵ 「オキナワ問題（韓国関係）」第1393号、金山大使発外務大臣宛、1969年11月24日、『沖縄関係7』分類番号2011-0696、日本外交史料館、東京

始まっており、金山大使が、共同声明の内容について、どのように説明したのかについては記されていない。

「冒頭本使よりの説明に対し、ボク大統領は、事前に本件説明の措置をとられたサトウ総理のご厚意に謝意を表するとともに、21日本使のテイ一権國務総理に対する説明の模様は十分報告を受けており、また、発表された日米共同声明、プレス・クラブにおけるサトウ総理の演説、会談後の記者会見の模様、米国、日本における新聞の報道ぶり等詳細に検討した旨を述べ（た）」

佐藤首相からの事前説明や丁一権首相への説明が行われたことなどは、韓国側の記録で記された経緯と異なるところはない。続けて朴正熙大統領は、「韓国としてはオキナワ基地が核を含め現状のまま自由発進の態勢にあることが絶対に必要であるとの立場」が、「今でも変りがない」としつつも、「日本の内政上の事情は自分もよく了解しており、原則的に核抜き本土なみとなったこともやむを得ない」と発言した。朴正熙大統領にとって、共同声明は「韓国防衛に関する日米両国の強い決意」を表明したものであり、「事前協議を通じ有事の際核の配置が考慮されていることについて一応の安心感」を感じさせていた。金山発言は、「一応の安心感」を作りだすうえで、少なくない意味を持っていたと思われる。とはいえ、はたして事前協議を通じて、沖縄への核搬入は可能なのだろうかという不安が、朴正熙大統領のなかに渦巻いていたことは間違いないであろう。公電には、次のような発言が記されている。

「もち論サトウ総理の決意に疑いをさしはさむものではないが、有事の際事前協議に臨み進んで速やかに態度を決定するといわれるが、反対党のぼう害、学生等の暴動も考えられ、手放して安心はできないというのが自分の心境である」

朴正熙大統領は、こう述べたうえで、事前協議が国会の承認を必要としているのかと問うた。金山大使は、日本の世論のなかで「日本の防衛のために韓国の地位の重要性について認識が深められており、現在のような非現実的な反対党の論議は益益受入れられなくなってくるのが実情」とし、「サトウ総理の日韓防衛の一体性という考え方は益益国民の支持を受け」、「有事の際の速やかな政府の態度決定に支障を来すようなことは考えられない」と述べた。これとあわせて事前協議において、国会承認は必要としないことが伝えられた。

金山大使との会談では朴正熙から自国の安保に対する憂慮や、それに対する備えが具

体的に語られていた。第一に、韓国の安保をめぐる対米不満と不信であった。朴正熙大統領は、バンス特使に対し、青瓦台襲撃事件の際、北朝鮮に対して報復攻撃を主張し、「米国の協力が得られなければ、韓国独自で何らかの報復措置を講ずることの必要をとえなえた」。だが、「米国側がこれに同意せず、やむを得ず、将来、このような事件が起った場合、米韓両国は共同して報復措置をとるべきことにつき共同声明を出すように強く要請した」。米側は、これにも同意せず、「同種の事件が起った場合、米韓両国は直ちに協議して態度を決定するという生ぬるい声明を出さざるを得なかった」と述べた。その後、同問題は、韓米首脳会談でも検討され、青瓦台襲撃事件のような事件が発生した場合、米韓相互防衛条約によって、北朝鮮の脅威に対処するためにとるべき行動を即刻決定するとの合意がなされた。とはいえ、朴正熙大統領は、ニクソン大統領が「一方において戦争を行いながら、(中略)他方で逃げごしを公言し、実行しているようなことで、ヴェトナムで名よある平和を実現できようとは考えられない」とし、「このような米国は韓国の防衛に対しても深くゆう慮される」と主張した。沖縄返還に対する韓国側の強い懸念の背景には、北朝鮮の脅威に対する米側の対応への不満と、ヴェトナム戦争におけるニクソン大統領の姿勢から引き起こされる韓国の安保に対するアメリカへの不信があったと言えよう。

第二に、抑止力としての核兵器の必要性である。朴正熙大統領は、平壤だけでなく、北京の脅威にも言及した。「中共の核兵器が次第に危険な段階によってきている状態をも考慮し、自分としては、共産主義者の侵略に対する抑止力として現在オキナワにあるといわれるメースでは不十分であり、更に進歩した核兵器の配置されることが戦争抑止のため必要であるとさえ考えている」と述べた。このことは、1964年に中国が核実験に成功して以来、韓国側が北京への脅威を強め、抑止力としての核兵器の必要性を明確に認識するようになったことを浮き彫りにしていた。

こうした認識が示されたことは、沖縄返還によって在沖米軍基地の機能低下、とりわけ核兵器の再搬入に対する不安が、依然として存在しており、あらためて朴正熙大統領から金山大使に対して、日本が事前協議を通じて核兵器の再搬入を認めるよう、暗に示唆したものであったと言える。もちろん朴正熙大統領は「サトウ総理が韓国の防衛問題につき、日本の国内事情の困難にもかかわらず、深く配慮されていることは、共同声明及びプレスクラブにおける総理の演説等になじみ出ており、感謝に堪えるところである」と「特に付言するところがあった」。だが、朴正熙大統領は、「非常事態 (emergency) の際には核兵器の搬入が可能なもの」かどうかは、依然として確証を持っておらず、懸念を解消できていなかったように思われる。

金山大使から朴正熙大統領との会談直後に発せられた公電には、韓国側の文書にみられたような核兵器の再搬入に関する説明は記されていない。たとえ韓国側の文書に記され

た金山発言があったとしても、核兵器の撤去・再搬入をめぐる引き起こされるかもしれない在沖米軍基地機能の低下への、韓国側の憂慮は払拭できなかったことは間違いない。実際、韓国側文書には、朴正熙大統領から事前協議制度の運用、日本の左翼学生や反戦主義者の活動いかんによって、何よりも政権交代がなされれば、核兵器の搬入が中止される可能性に対する強い憂慮が、金山大使に示されていた。これに対し、金山大使は、朴大統領の憂慮を本国に詳細に報告すると述べるにとどまっていた²⁶。

佐藤首相が演説で韓国への配慮を示そうと、また、金山大使が、日本政府の見解とかならずしも一致しない核兵器の再搬入に関する説明を行っていたとしても、朴正熙大統領をはじめ、韓国外務部は日米事前協議を通じた核兵器の沖縄への再搬入実現に疑念を持ち続けていた。それは、当然のことながら、自国の防衛体制に対する強い不安として現れていた。こうしたなか外務部は、欧米局北米2課を中心として、韓国の安保外交の政策的な方向性に関する検討を開始した。

次章では、同課が1972年12月13日付で作成した『韓国安保外交の政策方向 - 中長期計画書』（以下、計画書）を手がかりとして、1970年代の外務部の情勢認識と政策的な方向性を見ていくこととする。

3. 韓国安保外交の方向：1970年代

(1) 外務部の基本的情勢認識²⁷

1970年代初頭における東アジア国際関係について、外務部は、次のような認識を有していた。第一に、国際情勢が急激に変化し、自国の安保が挑戦を受けるようになったと捉えていたことである。変化の理由として、①アメリカの対外政策が、「対決から交渉へ」と転換したことで対外問題へのコミットメントが縮小したこと、②中国の国連加入で表面化した国際社会への積極的な進出、③経済大国として登場した日本のアジアにおける新しい役割などを挙げている。外務部は、東アジアの国際秩序が再編成に向けて急激に変質していると見ていた²⁸。

第二に、韓国の安保外交が、挑戦を受けているとの認識である。外務部は、朝鮮半島における「強大国間の緊張緩和交渉を通じた現状固定の可能性」を予想し、それによって南北分断が長期化される可能性を憂慮した。さらに北朝鮮が、緊張緩和交渉が、朝鮮

26 前掲「大統領閣下の金山日本大使との面談要録」F208

27 「韓国安保外交の政策方向 - 中長期計画書」外務部欧米局北米2課、1972年12月13日、外交文書 G-0025『韓国の安保外交政策、1972』F22-23

28 前掲『韓国安保外交の政策方向 - 中長期計画書』（外務部欧米局北米2課）

半島での戦争の危険性を一時的、あるいは表面的に除去するものと捉え、戦争挑発を行うかもしれない。これを事前に防止し、朝鮮半島の統一を平和的に達成するための安保外交政策を再検討する必要がある。これが外務部の基本的な姿勢となっていた。それは、以下で述べる個別の外交方針でも、より明確に示されている。

(2) アメリカの対韓防衛公約と在韓米軍²⁹

70年代初頭、外務部は東アジア情勢やアメリカの政策が変化する徴候を捉えていた。それは外務部が、何よりもまず対韓防衛公約と在韓米軍に対して、政策的な対応をせねばならなくなっていたことを意味していた。

外務部は、韓米相互防衛条約（1953年）を基幹とする韓米両国による共同防衛の概念が、相当な期間、継続維持され、対韓防衛公約に変化はないと見ていた。だが、いくつかの可能性によって公約が揺さぶられるかもしれないことを想定するようになっていた。第一の可能性は、ニクソン・ドクトリンによるアメリカの政策変化であった。第二に、戦争制限法が米議会で可決される可能性であった。同法が可決された場合、韓米相互防衛条約の効果的かつ適切な運用に影響がおよぶことが予想されていた。第三に、周恩来と金日成が韓米軍事同盟の解体を主張するなか、米中関係の改善が確実となっており、アメリカの朝鮮半島における態勢（posture）が代わる可能性であった。

以上の可能性を踏まえ、計画書では、次のような外交方針を提起していた。第一に、韓米相互防衛条約に依拠した米国の対韓防衛公約について機会ある毎にアメリカ側に再確認すること。第二に、ニクソンの対外政策の推移と米議会での戦争制限法をめぐる議論の帰趨を鋭意注視し、場合によっては適切な対応策を講究すべきであること。第三に、米中、米ソ関係が改善する過程で韓米の共同防衛体制に影響を与える、いかなる決定もなされないように常に警戒し、それに対応して、アメリカの北朝鮮接近を防止しなければならないことであった。

次に対応を迫られていたもう一つの対象である在韓米軍について見ていきたい。外務部は、在韓米軍を韓米相互防衛条約と対韓防衛公約履行の証拠と位置づけており、そこに抑止力、対抗力、交渉強化という三つの価値を見いだしていた。すなわち、在韓米軍は、北朝鮮による「南侵野欲」の機先を制する必要不可欠な抑止力であり、その適正水準での継続維持は、北朝鮮が戦争準備を完了させ、不意の攻撃を強行する能力をもった現状において必要不可欠な対抗力であり、南北対話での交渉において、韓国側の立場を有利に

²⁹ 「韓国安保外交の政策方向-中長期計画書」外務部欧米局北米2課、1972年12月13日、外交文書 G-0025『韓国の安保外交政策、1972』F24-29

するものとの見方であった。だが、ニクソン・ドクトリンの発表以後、外務部では、米政府高官らの発言を受け、1975年前後に在韓米軍の追加削減が行われ、現状の規模や配置が維持されないのではないかと不安が広がっていた。計画書は、在韓米軍の規模と配置を現状のまま維持させるべく「外交的努力」として、アメリカに対して、次のような主張を行う方針を明示した。

- ・南北対話での韓国の立場を有利にするために在韓米軍の駐留継続が必要であること
- ・ヴェトナム戦争終結後、アジア地域から米軍の大部分が撤退するなかで、韓国に駐留し続けることは、アメリカの平和国家としての役割に利益をもたらすこと
- ・在韓米軍の駐留継続が中国と交渉を行ううえで、アメリカに有利な立場をもたらすこと
- ・在韓米軍の追加削減を防ぐことを念頭において、韓国軍の現代化が遅れることで、韓国軍の戦力向上が遅延すること

これに加え、次のような対米方針も策定した。

- ・在韓米軍が追加削減されるならば、国連軍司令官に移譲した作戦指揮権を名目上だけのものとして、米側に実質的な指揮権の返還を要求すること
- ・米第2師団が撤退し、緊急出動部隊に置き換えられる場合にも、それらの部隊をソウル北部に配置させ、在韓米軍ミサイル部隊や対空防衛部隊など戦術防衛部隊の現代化を追求すること
- ・アメリカによる韓国の自主国防能力が向上したとの過剰な宣伝を抑制させること

このように計画書は、韓国だけでなく、アメリカにとっても利益が大きい点を強調することで、在韓米軍の追加削減を防ぎ、現状の規模と配置を維持させるべく、アメリカへの働きかけを展開しようとした外務部の姿を浮き彫りにしている。

(3) 国連を通じた韓国安保³⁰

外務部は、韓国の安保体制が、アメリカのコミットメントだけでなく、朝鮮戦争直後に行われた国連安保理決議（1950年6月25日、6月27日、7月7日）によっても土台を提供さ

³⁰ 「韓国安保外交の政策方向-中長期計画書」外務部欧米局北米2課、1972年12月13日、外交文書 G-0025『韓国の安保外交政策、1972』F30-31

れていると考えてきた。だが、1970年代に入り、外務部のなかで安定的とみられていた自国の安保体制認識に変化が生じ始めた。すなわち、朝鮮戦争休戦以後、周辺国の情勢に多くの変化が生じたことや、中国による国連の代表権獲得によって、いまや韓国の安保体制が「大きな挑戦」を受けるようになり、「急激な変化」が生じる可能性を憂慮するようになったのである。

ここで想定された「急激な変化」とは、①アメリカを除く国連軍の完全撤退、②国連軍司令部（在韓、在日）廃止問題、③停戦協定代置問題と軍事停戦委員会改編の提起であった。さらに外務部は、北朝鮮による国連加盟がなされた場合、韓国の安保概念や体制が変質するとし、とりわけ朝鮮戦争における停戦当事者が変更されてしまう可能性を憂慮するようにもなっていた。

周知のとおり、停戦協定の署名者は、韓国ではなく、国連軍であった。韓国としては、既存の安保体制を維持するために、これまでの国連の役割を持続させる必要があった。計画書は、国際情勢の変化によって北朝鮮が国連に登場する可能性を念頭に置きながら、すでに韓国が国連で占めている既得の地位を十分に利用し、韓国の統一と現在の安保体制を維持するための努力を続けなければならないと指摘した。これらを踏まえ、計画書では、次のような具体的な方針が掲げられていた。

第一に、可能な限り国連安保理による諸決議と国連軍司令部を廃止しようとする動きを防ぐことであった。第二に、韓国や日本での国連軍の長期駐留を確保するための努力を継続することであった。特に国連軍として日本に駐留するタイ軍（少数の空輸支援部隊）の存在は、1954年の国連軍地位協定の効力を延長させており、韓国として、同軍が長期駐留するよう外交交渉を継続する必要性があると捉えていた。第三に、在韓国連軍司令部の解体が、国連で決議される場合、在韓国連軍傘下の米軍は、韓米相互防衛条約に基づいて継続して駐留できるようにすることであった。

このように朝鮮戦争以後、韓米共同による安保体制を支えていた国連の存在は、外務部によってきわめて重視され、彼らの外交方針にも対国連外交が組み込まれていた。とりわけ1970年代にはいると韓国外交において「脱陣営外交」の色彩が強まり、国連など国際政治の構造が変容し始めた。中国の影響力増大に加え、冷戦体制下の陣営内の同盟関係に「動揺」が見られるようになっただけでなく、第三世界諸国の増加によって国連におけるアメリカ優位の構造が保障されなくなってきた³¹。こうした状況のなかで、計画書は、自国の安保体制に安定的に資源を提供していた国連重視の姿勢をあらためて明確にしたものと

³¹ 木宮正史「朴正熙政権の対共産圏外交-1970年代を中心に」『現代韓国朝鮮研究』現代韓国朝鮮学会、2011年11月

捉えられる。

(4) 4強体制と韓国の安保³²

冷戦体制に対する外務部の認識は、1960年代と70年代で変化した。1960年代の冷戦体制は、米ソ両大国で構成されていたが、70年代に入ると北東アジア地域に米ソ日中「4強国」を基軸とした新たな体制の形成を予想するようになった。背景には、アジアへのアメリカのコミットメント低下や核保有国となった中国の国連を含む国際社会への進出、そして経済大国としての日本の登場があった。外務部は、「4強国」が朝鮮半島を現状のままに固定化させ、軍事的には中立化（非武装化）の方向を追求しようとしていると見ていた。

このように変化が予想される冷戦体制に向けて、韓国として、どのような安保政策で臨むかについて、計画書は、次のような政策方針を示していた。第一に、対米外交についてである。それは、アメリカに対して、韓米による相互防衛体制を維持し、韓国の安保の「保証人」(guarantor)としての役割を要請すること。そして、米軍の核武装を求め続け、韓国軍の現代化に対する支援を受けるための外交を展開することであった。第二に、対日外交についてである。計画書は、日本が、今後、軍事的能力を増大させるであろうが、それは「東北アジアの勢力均衡において自由体制への保険となるもの」と指摘した。韓国としては、日本の軍事的能力増大に対して、現在と同じように継続して中立的な態度で臨むべきであり、「日本の究極的な軍事的、経済的侵食を排除」しながら、韓国の防衛関連産業を育成するために日本から経済協力を通じた支援を継続して受けようとするの方針が示された。ここで注目すべきは、計画書と計画書草案の間に相違が見られることである。計画書に見られた対日外交の箇所において、同草案では、次のように記されていた。

「(日本の) 軍事的能力の増大は、アメリカのコミットメントの減少を補完する役割をするものであり、特に核武装は中共に対応した抑止力となることで、東北アジアでの勢力均衡において、自由世界への保険となり、韓国としてはこうした傾向を内的に支持する方向で従来の政策を転換し、対外的には中立的な態度で臨む。そして、日本から防衛関連産業の育成支援を受けようとし、日本の究極的な軍事的、経済的侵食は排除する。」³³ (下線部、筆者)

計画書草案は、日本の核武装に対して、政策転換に言及するなど、外務部内に日本の

32 「韓国安保外交の政策方向-中長期計画書」外務部欧米局北米2課、1972年12月13日、外交文書 G-0025『韓国の安保外交政策、1972』F32-34

33 前掲『韓国安保外交の政策方向-中長期計画書』(外務部欧米局北米2課)

核武装を肯定的に捉える見方があったことを示唆している。だが、最終版となった計画書では、下線部を含む日本の核武装に関する記述は削除されている。一時的であれ、また秘匿するものであったとはいえ、外務部内で日本の核武装を支持する意見が存在していたことは注目に値する。こうした意見の帰趨は、解明すべき重要な問いの一つになる。

第三に、対中・対ソ外交についてであった。中国やソ連に対する敵性の色彩を払拭しながら、初歩的な交渉の扉を開くとともに、朝鮮半島における中ソの役割を議論する道を開拓すべきとの方向性が打ち出された。そこには、北朝鮮を牽制するという狙いも組み込まれていた。第四に、対北関係についてである。将来の軍事力削減は南北朝鮮相互で行うことだけに呼応し、その実施には確実な保障が伴わなければならないとされた。

このように外務部内では、1960年代から70年代初頭にかけて冷戦体制に対する認識が変化し、東アジアにおける「4強体制」の出現が予想されていた。それは韓国の安保体制に影響を与えるものとみなされ、従来 of 体制を維持すべきとの観点から、アメリカや日本、中国、ソ連に対する外交方針が提起されていた。

(5) 南北関係と安保³⁴

計画書は、北朝鮮の動向について、次の様に記している。北朝鮮は、アメリカや日本との関係樹立を目指して活発な外交を展開することで、日米の韓国支援を鈍化させ、韓国における外国勢力の除去という観点から在韓米軍や国連軍の撤収、韓米相互防衛条約の破棄などを実現しようとしている。さらに、北朝鮮は、豪州やニュージーランドのほか、フィリピン、タイなど東南アジア諸国やフランス、スウェーデンなど欧州諸国との外交関係を樹立しようとしているだけでなく、国連をはじめとした国際機関に加盟し、国際社会において韓国と対等な位置を確保するための努力を試みている。続けて、計画書は北朝鮮による対南攻勢について、こう言及している。北朝鮮は、韓国に対して外勢による干渉のない自主的な平和統一を説得し続けており、南北対話や交流を行いながら、自らの立場を向上させることに全力を注いでいる。

こうした北朝鮮の動きに対して、計画書は、韓国が南北赤十字会談や南北調整委員会を開催し、南北対話や交流など多方面での政策を行いながら、北朝鮮の戦争挑発意図を削ぐ努力をおこなう必要があると指摘した。外務部は、北朝鮮の軍事力を弱体化させ、抑止するための外交的な努力を続け、南北相互で軍事力を削減し、軍事力の不行使などの合意を北朝鮮との間で目指すべきと考えられた。

以上の状況を踏まえ、計画書は、北朝鮮との関係について、次のような方針を打ち出し

³⁴ 「韓国安保外交の方向」外務部欧米局北米2課、外交文書 G-0025『韓国の安保外交政策、1972』F18-19

た。第一に、韓国がすでに外交関係を有している国家に対して北朝鮮を承認しない政策の継続を求め、北朝鮮の国際的地位向上を抑制することであった。それと並行して、中ソなど共産国家に対して、関係改善のための打診を行うべきとの方針が示された。それは、その後、明らかにされる朴正熙の外交方針を先取りするものであったと言えよう。事実、1973年6月23日、「平和統一外交政策に関する特別声明」が発表され、ハルシュタイン原則の放棄と北朝鮮と外交関係を有する国家（共産主義体制を含む）との外交関係樹立の意思が表明されたのである。第二に、北朝鮮との間で軍事的均衡を維持するほか、万が一の事態に備えた自主国防体制の確立や在韓米軍および韓米防衛公約体制の維持に努力を傾けるべきとの方針であった。そこには韓国軍の現代化の達成や軍事産業の育成、一般産業の軍需産業への転換が含まれていた。第三に、南北双方の軍事力削減の実現と朝鮮半島における軍事力の不使用、不可侵の保障など相互措置を取るよう、北朝鮮に主張することであった。

計画書は、北朝鮮との「外交」方針を提起していた。だが、1969年3月に国土統一院（現、統一部）が発足し、北朝鮮との関係が管掌された。外務部の対北方針が、国土統一院と、どのように共有されたのか、あるいはされなかったのか。1970年代以降における韓国の対北政策が、外務部の動きを見ているだけではわからない重層性をもって機能していた点を踏まえるならば、計画書で示された対北方針は、どのくらいの意味をもったものであったのかについて、さらに精査する必要がある。

おわりに

本報告で述べてきたことについて、次の三点からまとめておきたい。第一に、沖縄返還をめぐる朴正熙大統領や外務部の関心は、在沖米軍基地機能の低下による自国の安保体制への影響にあり、とりわけ沖縄への核兵器再搬入の可否にむけられていたことである。韓国側は、日本政府が、事前協議を通じて、アメリカによる核兵器の沖縄への持ち込みを認めないのではないかという点を懸念し、日本側の対米交渉姿勢に不安を抱いていた。

第二に、沖縄返還に対する韓国側の懸念や不安は、佐藤首相の演説や日米による韓国への説明でも払拭されなかったことである。金山駐韓大使が踏み込んだ説明を行った可能性があるが、それが事実であったとしても、朴正熙大統領の懸念は、完全に打ち消されることはなく、アメリカや日本に対する韓国側の強い不安は残ったままであった。

第三に、こうした韓国側の懸念や不安が、ニクソン・ドクトリンの発表やアメリカの対共産圏外交の進展、核武装化した中国の台頭、日本の経済大国化といった東アジア地域内外での大きな情勢変化と結び付くことで、外務部に対して、新たな安保外交の方向を規定

する動機と契機を与えたことである。そこから看取される興味深い点について、以下述べてみたい。

一つは、朴正熙政権期の外務部において、北朝鮮への対抗という目的があったとしても、対共産圏外交を開始する意思が見られたことである。対共産圏外交が、盧泰愚大統領による「北方外交」として結実するには、その後、暫く時間を要するが、1970年代初頭に見られた対共産圏外交への意欲が、どのくらい北方外交の推進に資源として活用されたのかについて、日本や韓国で出されたいくつかの研究成果³⁵を踏まえながら、検討してみる意味はあろう。二つ目は、朴正熙大統領や外務部は、抑止力としての核兵器に強い期待を抱いていたことである。1970年代から韓国で極秘裏に開始された核兵器開発、原子力研究が、先述した懸念や不安、さらには期待と、どのように結びついていたのかは、今後、さらに深められるべき論点であろう。三つ目は、最終的には計画書から削除されたものの、外務部内に日本の核武装を支持する声が存在していたことである。背景には、経済的、軍事的な側面から日本への警戒を示しつつも、核武装を含めた日本の軍事力増強への期待があった。

沖縄返還は、日米だけでなく、東アジア全体にかかわる地域的な問題でもあった。それは、韓国の強い懸念や不安を引き起こすものであったが、同時に、あるいは、それゆえに1970年代の韓国が、新たな外交安保政策の方向性を模索し、確立するための、一つの契機ともなった。

沖縄返還は、いまでも多くの解明すべき問いを内包している。これに対して、さまざまな角度から光りをあてることは、沖縄返還自体に関する研究を前進させるだけでなく、当時の複雑で重層的な東アジア国際関係を読み解く手がかりを析出させることに繋がる。この点を指摘して、本稿を閉じることとしたい。

³⁵ 倉田秀也「韓国「北方外交」の萌芽－朴正熙「平和統一外交宣言」の諸相」『国際政治』第92号、日本国際政治学会、1989年10月。木宮正史、前掲論文。洪錫律「デタント期韓国の対共産圏外交政策」(테탕트기 한국의 대공산권 외교정책)『韓国文化研究』34、梨花女子大学校韓国文化研究院、2018年1月など